

建経技第487号  
令和4年3月22日

本庁関係各課及び各出先機関の長様

技術調査課長

「静岡県週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」等の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正するので通知します。

#### 記

- 1 改正取扱い（内容は別添のとおり）
  - （1）静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領
  - （2）週休2日推進工事積算要領及び週休2日推進工事積算要領（港湾・漁港工事）
  - （3）【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説
  
- 2 改正内容
  - （1）静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領
    - ・対象工事の拡大
    - ・工事成績の評定項目の変更
  - （2）週休2日推進工事積算要領及び週休2日推進工事積算要領（港湾・漁港工事）
    - ・労務費補正対象の拡充
    - ・港湾・漁港工事の積算方法の改正
    - ・両積算要領の統合
  - （3）【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説
    - ・実施要領、積算要領の改正に伴う修正
  
- 3 適用時期  
令和4年4月1日以降の積算から適用する。

担 当：技術調査班  
電話番号：054-221-2131

# 改正概要

## 【改正理由】

### ■静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

週休2日推進工事の更なる推進を図るため、対象外としている「施工に必要な実日数（実働日数）が30日以下と見込まれる工事」を週休2日になじまない実働日数1週間程度の工事を除いて、「1週間程度」に改正し、対象工事を拡大する。

また、工事成績評定にて、達成状況に応じ、「各種取組による加点」項目で段階的に加点しているが、週休2日の現場閉所の達成件数は令和2年度発注工事で500件以上と順調に増加し、週休2日工事の浸透が見られるため、「創意工夫」項目で評価するよう加点方法を見直す。

### ■週休2日推進工事積算要領

港湾・漁港工事においては、これまで港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員）を除く労務単価及び港湾工事市場単価のみの補正を行っているところであるが、国土交通省では、港湾5職種の労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率についてもそれぞれ補正を行うとともに、港湾工事市場単価の補正係数についても改正を行ったことから、国にあわせて改正する。

※港湾・漁港工事においては、4週8休以上のみを補正の対象としている。

また、港湾・漁港工事においても、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行うこととなり補正項目が同等となったことから、積算要領を統合する。

### ■【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

実施要領及び積算要領の改正にあわせ、Q&Aを修正する。

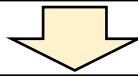
## 【改正内容】

### ■静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

#### ・対象工事

第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が 30日以下と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む）
- (3) 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事



第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が 1週間程度と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む）
- (3) 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

#### ・工事成績における評価

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「各種取組による加点」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

※評定点は、合計で100点を超えないものとする。



第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

創意工夫項目は担当監督員の評価であり、×0.4が乗じられるため、実際の加点は以下のとおりとなる。

- ・ 4週8休以上の場合は、0.8点を加点
- ・ 4週7休以上4週8休未満の場合は、0.4点を加点
- ・ 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.2点を加点

## ■週休2日推進工事積算要領

・港湾5職種についても労務費補正の対象とする。

・港湾・漁港工事における、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率についても補正する。

### 【港湾・漁港工事】

(現行)	補正係数 4週8休以上	(改正)	補正係数 4週8休以上
機械経費（賃料）	補正なし	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	補正なし	共通仮設費率	1.02
現場管理費率	補正なし	現場管理費率	1.03

・港湾工事市場単価の補正係数を改正する。（改正：10工種、新規追加：2工種）

### 【港湾工事市場単価】

(現行)  (改正)

工種	補正係数 4週8休以上	補正係数 4週8休以上
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04	1.05
電気防食取付	補正しない	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	補正しない	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	補正しない	1.04
ペトロラタム被覆	補正しない	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	補正しない	1.05
かき落とし工	補正しない	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	補正しない	1.03
灯浮標設置・撤去	補正しない	1.04
異形ブロック製作 型枠工	—	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	—	1.05

・「週休2日推進工事積算要領（港湾・漁港工事）」を、「週休2日推進工事積算要領」に統合する。

## ■【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

### （追加）

Q2. 対象外としている、「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A2. 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現地作業日数が1週間以内となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。

また、実工程が1週間を超えたとしても、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。

### （現行）

Q10. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A10. 補正対象外です。週休2日を確保した労務単価と考えられるため、労務費の補正は行いません。

### （改正）

Q11. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A11. 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。

### 【適用時期】

令和4年4月1日から積算するものに適用する。

# 静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

## 【改定箇所 新旧対照表】

令和4年4月

静岡県

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。</p> <p>本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。</p> <p>（1）施工に必要な実日数（実働日数）が <u>30日以下</u>と見込まれる工事</p> <p>（2）通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む）</p> <p>（3）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。</p> <p>（1）週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>（2）対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。</p> <p>（3）現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。</p> <p>（4）現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。</p> <p>（発注）</p> <p>第4条 次のいずれかの方式により発注<u>する。</u></p> <p>（1）発注者指定型 静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週</p>	<p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。</p> <p>本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。</p> <p>（1）施工に必要な実日数（実働日数）が <u>1週間程度</u>と見込まれる工事</p> <p>（2）通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む）</p> <p>（3）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。</p> <p>（1）週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>（2）対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。</p> <p>（3）現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。</p> <p>（4）現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。</p> <p>（発注）</p> <p>第4条 次のいずれかの方式により発注<u>し、当初設計金額が 3,500万円以上の工事については原則発注者指定型とする。</u></p> <p>（1）発注者指定型 静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週</p>

新旧対照表

旧	新
<p>8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。</p> <p>(2) 受注者希望型 静岡県 週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書(受注者希望型)(別紙2)を添付し発注する。契約後、受注者が週休2日推進工事の実施を希望する場合には、受発注者間協議により適用可能とする。</p> <p>(実施方法) 第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。 (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表(別紙3を参考とする)を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。受注者希望型については、週休2日に取り組むレベル(「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。)を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を作成する。なお、発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。 (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。 (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。また、受注者希望型において現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。 (4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。</p> <p>(費用の計上) 第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。</p> <p>(工事成績における評価) 第7条 工事成績評価の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「<u>各種取組による加</u> <u>点</u>」項目で加点を行うものとする。 (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。 (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。 (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。 <del>※評定点は、合計で100点を超えないものとする。</del></p> <p>(達成証明) 第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。</p>	<p>8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。</p> <p>(2) 受注者希望型 静岡県 週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書(受注者希望型)(別紙2)を添付し発注する。契約後、受注者が週休2日推進工事の実施を希望する場合には、受発注者間協議により適用可能とする。</p> <p>(実施方法) 第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。 (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表(別紙3を参考とする)を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。受注者希望型については、週休2日に取り組むレベル(「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。)を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を作成する。なお、発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。 (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。 (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。また、受注者希望型において現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。 (4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。</p> <p>(費用の計上) 第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。</p> <p>(工事成績における評価) 第7条 工事成績評価の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「<u>創意工夫</u>」項目で加点を行うものとする。 (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。 (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。 (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p>(達成証明) 第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。</p>



新旧対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>この「静岡県交通基盤部 週休2日推進工事（土木工事）実施要領」は平成31年1月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県交通基盤部・経済産業部 週休2日推進工事实施要領」は令和元年7月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この「静岡県交通基盤部 週休2日推進工事（土木工事）実施要領」は平成31年1月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県交通基盤部・経済産業部 週休2日推進工事实施要領」は令和元年7月1日から施行する。</p> <p>この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和4年4月1日から施行する。</u></p>

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書 （発注者指定型）</p> <p>第1条 目的 本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>第2条 用語の定義 この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。</p> <p>(4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。</p> <p>第3条 実施方法 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。</li> <li>・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。</li> <li>・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。</li> </ul> <p>第4条 費用の計上 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。</p>	<p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書 （発注者指定型）</p> <p>第1条 目的 本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>第2条 用語の定義 この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。</p> <p>(4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。</p> <p>第3条 実施方法 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。</li> <li>・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。</li> <li>・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。</li> </ul> <p>第4条 費用の計上 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第5条 工事成績における評価</p> <p>工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「<u>各種取組による加点</u>」項目で加点を行うものとする。</p> <p>(1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。</p> <p>(2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。</p> <p>(3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p><del>※評定点は、合計で100点を超えないものとする。</del></p> <p>第6条 達成証明</p> <p>4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。</p>	<p>第5条 工事成績における評価</p> <p>工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「<u>創意工夫</u>」項目で加点を行うものとする。</p> <p>(1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。</p> <p>(2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。</p> <p>(3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p>第6条 達成証明</p> <p>4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。</p>

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: right;">(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書 (受注者希望型)</p> <p>第1条 目的 本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>第2条 用語の定義 この特記仕様書において用いる用語は以下のとおりとする。</p> <p>(5) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(6) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。</p> <p>(7) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。</p> <p>(8) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。</p> <p>第3条 実施方法 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。</li> <li>・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。</li> <li>・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定する。</li> </ul> <p>第4条 費用の計上 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。</p>	<p style="text-align: right;">(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書 (受注者希望型)</p> <p>第1条 目的 本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>第2条 用語の定義 この特記仕様書において用いる用語は以下のとおりとする。</p> <p>(5) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(6) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。</p> <p>(7) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。</p> <p>(8) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上 28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。</p> <p>第3条 実施方法 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。</li> <li>・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。</li> <li>・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定する。</li> </ul> <p>第4条 費用の計上 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第5条 工事成績における評価</p> <p>工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「<u>各種取組による加点</u>」項目で加点を行うものとする。</p> <p>(1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。</p> <p>(2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。</p> <p>(3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p><del>※評定点は、合計で100点を超えないものとする。</del></p> <p>第6条 達成証明</p> <p>4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。</p>	<p>第5条 工事成績における評価</p> <p>工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「<u>創意工夫</u>」項目で加点を行うものとする。</p> <p>(1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。</p> <p>(2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。</p> <p>(3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。</p> <p>第6条 達成証明</p> <p>4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。</p>



## 静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

### （目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

### （対象工事）

第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- （1）施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- （2）通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む）
- （3）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

### （用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

#### （1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### （2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

#### （3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

#### （4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

### （発注）

第4条 次のいずれかの方式により発注し、当初設計金額が3,500万円以上の工事については原則発注者指定型とする。

#### （1）発注者指定型

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）

を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

(2) 受注者希望型

静岡県 週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書(受注者希望型)(別紙2)を添付し発注する。契約後、受注者が週休2日推進工事の実施を希望する場合には、受発注者間協議により適用可能とする。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表(別紙3を参考とする)を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。受注者希望型については、週休2日に取り組むレベル(「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。)を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を作成する。なお、発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。また、受注者希望型において現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。
- (4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

(費用の計上)

第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

(工事成績における評価)

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

(達成証明)

第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。



## 附 則

この「静岡県交通基盤部 週休2日推進工事（土木工事）実施要領」は平成31年1月1日から施行する。

この「静岡県交通基盤部・経済産業部 週休2日推進工事实施要領」は令和元年7月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和2年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和4年4月1日から施行する。

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書  
（発注者指定型）

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3条 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- ・受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- ・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- ・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

#### 第4条 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

#### 第5条 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

#### 第6条 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書  
（受注者希望型）

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は以下のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3条 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- ・受注者は、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- ・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- ・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を

上限として判定する。

#### 第4条 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

#### 第5条 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

#### 第6条 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。



# 週休 2 日推進工事積算要領

## 【改定箇所 新旧対照表】

令和 4 年 4 月

静岡県

新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="617 730 991 772">週休 2 日推進工事積算要領</p> <p data-bbox="721 898 887 930">令和 3 年 7 月</p> <p data-bbox="753 1184 854 1220">静岡県</p>	<p data-bbox="1917 730 2291 772">週休 2 日推進工事積算要領</p> <p data-bbox="2015 898 2181 930">令和 4 年 4 月</p> <p data-bbox="2047 1184 2148 1220">静岡県</p>



新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 労務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3. 機械賃料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>4. 市場単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>5. 施工パッケージ型積算方式の積算単価・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>6. 間接工事費における週休2日の補正の計算・・・・・・・・・・・・ 5</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 労務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3. 機械賃料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>4. 市場単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>5. 施工パッケージ型積算方式の積算単価・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>6. 間接工事費における週休2日の補正の計算・・・・・・・・・・・・ 5</p>

新旧対照表

旧	新								
<p><b>1. 概要</b></p> <p>建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。</p> <p>直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す<b>3</b>種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 ※<del>港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）を除く</del>公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。 なお、業務委託等技術者は対象外とする。</li> <li>・機械賃料</li> <li>・市場単価</li> <li>・土木工事標準単価</li> </ul> <p>このうち「労務費」「機械賃料」「市場単価」について、補正済み単価の計上方法を記載する。</p> <p>なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</p> <p><b>2. 労務費</b></p> <p>週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。</p> <p>労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p>（補正式）  <math display="block">\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}</math></p> <p>週休2日の補正の種類により、労務費に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p>4週8休以上：1.05          4週7休以上、4週8休未満：1.03          4週6休以上、4週7休未満：1.01</p> <p>労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。</p> <table border="1" data-bbox="335 1507 1308 1696"> <thead> <tr> <th>週休2日の補正無し</th> <th>週休2日の補正あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正式で計算した値に対し、<u>円未満切捨</u>の端数処理を行う。</td> <td>補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、<u>円未満切捨</u>の端数処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	週休2日の補正無し	週休2日の補正あり	補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> の端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> の端数処理を行う。	<p><b>1. 概要</b></p> <p>建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。</p> <p>直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す<b>4</b>種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 ※公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。 なお、業務委託等技術者は対象外とする。</li> <li>・機械賃料</li> <li>・市場単価</li> <li>・土木工事標準単価</li> </ul> <p>このうち「労務費」「機械賃料」「市場単価」について、補正済み単価の計上方法を記載する。</p> <p>なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</p> <p>なお、<b>諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事（以下、「港湾・漁港工事」という。）</b>においては、<b>4週8休以上のみを補正の対象とする。</b></p> <p><b>2. 労務費</b></p> <p>週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。</p> <p>労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p>（補正式）  <math display="block">\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}</math></p> <p>週休2日の補正の種類により、労務費に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。  <b>ただし、港湾・漁港工事においては、4週8休以上のみを補正の対象とする。</b></p> <p>4週8休以上：1.05          4週7休以上、4週8休未満：1.03          4週6休以上、4週7休未満：1.01</p> <p>労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。</p> <table border="1" data-bbox="1635 1507 2608 1696"> <thead> <tr> <th>週休2日の補正無し</th> <th>週休2日の補正あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正式で計算した値に対し、<u>円未満切捨</u>の端数処理を行う。</td> <td>補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、<u>円未満切捨</u>の端数処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	週休2日の補正無し	週休2日の補正あり	補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> の端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> の端数処理を行う。
週休2日の補正無し	週休2日の補正あり								
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> の端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> の端数処理を行う。								
週休2日の補正無し	週休2日の補正あり								
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> の端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> の端数処理を行う。								

新旧対照表

旧	新
<p><b>3. 機械賃料</b>            機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。            機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p>(補正式)  <math display="block">\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \text{週休2日の補正係数}</math></p> <p>週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p>4週8休以上：1.04            4週7休以上、4週8休未満：1.03            4週6休以上、4週7休未満：1.01</p> <p>機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。</p> <p><b>4. 市場単価</b>            市場単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。            市場単価は施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。            加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休2日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p>(補正式)  <math display="block">\text{補正後の市場単価} = \text{市場単価} \times \text{週休2日の補正係数} \times (\text{加算率} \cdot \text{補正係数})</math></p> <p>【補足説明】            市場単価は施工条件により、加算額が適用される場合がある。            加算額の単価の構成（機・労・材）は工種により異なるが、単価の構成に労務費等が含まれる場合は、加算額に対しても週休2日の補正を行う。ただし、加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない。</p>	<p><b>3. 機械賃料</b>            機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。            機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p>(補正式)  <math display="block">\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \text{週休2日の補正係数}</math></p> <p>週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。  <b>ただし、港湾・漁港工事においては、4週8休以上のみを補正の対象とする。</b></p> <p>4週8休以上：1.04            4週7休以上、4週8休未満：1.03            4週6休以上、4週7休未満：1.01</p> <p>機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。</p> <p><b>4. 市場単価</b>            市場単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。            市場単価は施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。            加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休2日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p>(補正式)  <math display="block">\text{補正後の市場単価} = \text{市場単価} \times \text{週休2日の補正係数} \times (\text{加算率} \cdot \text{補正係数})</math></p> <p>【補足説明】            市場単価は施工条件により、加算額が適用される場合がある。            加算額の単価の構成（機・労・材）は工種により異なるが、単価の構成に労務費等が含まれる場合は、加算額に対しても週休2日の補正を行う。ただし、加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない。</p>

新旧対照表

旧					新				
週休2日の補正の種類により、市場単価に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。					週休2日の補正の種類により、市場単価に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。				
工種	区分	補正係数			工種	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02	防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05		撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02	法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05		剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02	橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01	グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

新旧対照表

旧	新																																																																						
	<p style="color: red;">港湾工事市場単価に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。(4週8休以上のみ補正)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工種</th> <th style="text-align: center;">補正係数 4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>底面工</td><td style="text-align: center;">1.04</td></tr> <tr><td>マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)</td><td style="text-align: center;">1.01</td></tr> <tr><td>支保工</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>足場工</td><td style="text-align: center;">1.03</td></tr> <tr><td>鉄筋工</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>吊鉄筋工</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>型枠工</td><td style="text-align: center;">1.04</td></tr> <tr><td>コンクリート打設工 (ポンプ車打設)</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>止水板工</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>上蓋工</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>伸縮目地工</td><td style="text-align: center;">1.03</td></tr> <tr><td>係船柱取付</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>防舷材取付</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>車止・縁金物取付</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>係船柱撤去</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>防舷材撤去</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>車止撤去</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>電気防食取付</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>防砂目地板取付工 (陸上施工)</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>防砂目地板取付工 (水中施工)</td><td style="text-align: center;">1.04</td></tr> <tr><td>吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)</td><td style="text-align: center;">1.04</td></tr> <tr><td>港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)</td><td style="text-align: center;">1.04</td></tr> <tr><td>ペトラタム被覆</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>かき落とし工</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>汚濁防止膜設置・撤去・移設</td><td style="text-align: center;">1.04</td></tr> <tr><td>汚濁防止枠設置・撤去</td><td style="text-align: center;">1.03</td></tr> <tr><td>灯浮標設置・撤去</td><td style="text-align: center;">1.04</td></tr> <tr><td>汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)</td><td style="text-align: center;">1.01</td></tr> <tr><td>汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>異形ブロック製作 型枠工</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> <tr><td>異形ブロック製作 コンクリート打設工</td><td style="text-align: center;">1.05</td></tr> </tbody> </table>	工種	補正係数 4週8休以上	底面工	1.04	マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	支保工	1.05	足場工	1.03	鉄筋工	1.05	吊鉄筋工	1.05	型枠工	1.04	コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.05	コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.05	止水板工	1.05	上蓋工	1.05	伸縮目地工	1.03	係船柱取付	1.05	防舷材取付	1.05	車止・縁金物取付	1.05	係船柱撤去	1.05	防舷材撤去	1.05	車止撤去	1.05	電気防食取付	1.05	防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.05	防砂目地板取付工 (水中施工)	1.04	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.04	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.04	ペトラタム被覆	1.05	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.05	現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.05	かき落とし工	1.05	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04	汚濁防止枠設置・撤去	1.03	灯浮標設置・撤去	1.04	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.05	異形ブロック製作 型枠工	1.05	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05
工種	補正係数 4週8休以上																																																																						
底面工	1.04																																																																						
マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01																																																																						
支保工	1.05																																																																						
足場工	1.03																																																																						
鉄筋工	1.05																																																																						
吊鉄筋工	1.05																																																																						
型枠工	1.04																																																																						
コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.05																																																																						
コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.05																																																																						
止水板工	1.05																																																																						
上蓋工	1.05																																																																						
伸縮目地工	1.03																																																																						
係船柱取付	1.05																																																																						
防舷材取付	1.05																																																																						
車止・縁金物取付	1.05																																																																						
係船柱撤去	1.05																																																																						
防舷材撤去	1.05																																																																						
車止撤去	1.05																																																																						
電気防食取付	1.05																																																																						
防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.05																																																																						
防砂目地板取付工 (水中施工)	1.04																																																																						
吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.04																																																																						
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.04																																																																						
ペトラタム被覆	1.05																																																																						
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.05																																																																						
現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.05																																																																						
かき落とし工	1.05																																																																						
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04																																																																						
汚濁防止枠設置・撤去	1.03																																																																						
灯浮標設置・撤去	1.04																																																																						
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01																																																																						
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.05																																																																						
異形ブロック製作 型枠工	1.05																																																																						
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05																																																																						
<p>市場単価の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">週休2日の補正無し</th> <th style="text-align: center;">週休2日の補正あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正式で計算した値に対し、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> <td>補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	週休2日の補正無し	週休2日の補正あり	補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	<p>市場単価の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">週休2日の補正無し</th> <th style="text-align: center;">週休2日の補正あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正式で計算した値に対し、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> <td>補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	週休2日の補正無し	週休2日の補正あり	補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。																																																														
週休2日の補正無し	週休2日の補正あり																																																																						
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。																																																																						
週休2日の補正無し	週休2日の補正あり																																																																						
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。																																																																						

旧

新

5. 施工パッケージ型積算方式の積算単価

施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「静岡県の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械賃料・市場単価を用いて算出する。

【静岡県の積算地区・積算年月における単価】

- ・労務費：R1t'、R2t'、R3t'、R4t'
- ・機械賃料：K1t'、K2t'、K3t' ※賃料のみ
- ・市場単価：Q1t'
- ・構成比(%)：Kr、Rr、Zr、Qr

$$P' = P \times \left\{ \begin{aligned} & \left[ \frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3t'}{K3t} \right] \times \frac{Kr}{K1r + K2r + K3r} \\ & + \left[ \frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4t'}{R4t} \right] \times \frac{Rr}{R1r + R2r + R3r + R4r} \\ & + \left[ \frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t'}{Z4t} \right] \times \frac{Zr}{Z1r + Z2r + Z3r + Z4r} \\ & + \left[ \frac{Q1r}{100} \times \frac{Q1t'}{Q1t} \right] \times \frac{Qr}{Q1r} \\ & + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Qr}{100} \end{aligned} \right\}$$

凡例  
     …… 週休2日の補正後の値

5. 施工パッケージ型積算方式の積算単価

施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「静岡県の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械経費(賃料)・市場単価を用いて以下の式により算出する。

$$P' = P \times \left\{ \begin{aligned} & \left( \frac{K1r}{100} \times \frac{K1s'}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3s'}{K3t} \right) \times \frac{Kr}{K1r + K2r + K3r} \\ & + \left( \frac{R1r}{100} \times \frac{R1s'}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4s'}{R4t} \right) \times \frac{Rr}{R1r + \dots + R4r} \\ & + \left( \frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1s}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4s}{Z4t} \right) \times \frac{Zr}{Z1r + \dots + Z4r} \\ & + \left( \frac{S1r}{100} \times \frac{S1s'}{S1t} + \dots + \frac{S4r}{100} \times \frac{S4s'}{S4t} \right) \times \frac{Sr}{S1r + \dots + S4r} \\ & + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Sr}{100} \end{aligned} \right\}$$

【補正式における単価及び構成比】

	東京単価(円) (東京・基準年月)	静岡単価(円) (静岡・積算年月)	静岡単価(円) (週休2日補正後)	構成比 (%)
機械経費(賃料)	K1t~K3t	K1s~K3s	K1s'~K3s'	K1r~K3r
労務費	R1t~R4t	R1s~R4s	R1s'~R4s'	R1r~R4r
材料費	Z1t~Z4t	Z1s~Z4s	—	Z1r~Z4r
市場単価	S1t~S4t	S1s~S4s	S1s'~S4s'	S1r~S4r

- P : 標準単価(東京地区・基準年月)
- Kr : 機械経費の構成比の合計(K1r+K2r+K3r)
- Rr : 労務費の構成比の合計(S1r+...+S4r)
- Zr : 材料費の構成比の合計(Z1r+...+Z4r)
- Sr : 市場単価の構成比の合計(S1r+...+S4r)

※K1s'~K3s'は、賃料のみ週休2日補正が適用される。







新旧対照表

旧

新

~~週休2日推進工事積算要領  
(港湾・漁港工事)~~

~~※諸経費算定工種区分が、~~港湾・漁港工事~~(浚渫工事、構造物工事)  
又は海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)の工事~~

~~令和2年12月~~

~~静岡県~~

(削除)

新旧対照表

旧

新

目次

- 1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 労務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 港湾工事市場単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(削除)

旧	新				
<p><b>1. 概要</b>                      港湾・漁港工事（※諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事）において、建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用は本要領に基づき計上することとする。                      計上する費用は、直接工事費における以下の単価とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）を除く公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。                          なお、業務委託等技術者は対象外とする。</li> <li>・港湾工事市場単価 ※工種ごとに定められた補正率を乗じる</li> </ul> <p><b>2. 労務費（港湾5職種を除く）</b>                      週休2日の補正を行う場合、労務単価に補正係数を乗じた「補正済み単価」を計上する。                      労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p>（補正式）                      補正済み単価 = (労務単価 × 割増率) × <u>週休2日の補正係数</u></p> <p>週休2日実施に伴う労務費の補正係数は以下のとおりとする。</p> <p>4週8休以上：1.05</p> <p>※港湾・漁港工事においては、4週6休や7休については、補正の対象としない。</p> <p>労務費の補正済み単価の端数処理は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="335 1266 1308 1455"> <thead> <tr> <th>週休2日の補正無し</th> <th>週休2日の補正あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正式で計算した値に対し、<u>円未満切捨ての端数処理</u>を行う。</td> <td>補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、<u>円未満切捨ての端数処理</u>を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	週休2日の補正無し	週休2日の補正あり	補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。	<p>(削除)</p>
週休2日の補正無し	週休2日の補正あり				
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨ての端数処理</u> を行う。				

旧

新

3. 港湾工事市場単価

週休2日の補正を行う場合、港湾工事市場単価においては、工種ごとに定めた以下の補正係数を各工種に乘じた「補正済み単価」を計上する。

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出  
 労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数
- 補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない
21 吸出し防止工	○	○	×	---	---	---	補正しない
22 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
23 ペトロラタム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない
26 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない

(削除)

# 週休2日推進工事積算要領

令和4年4月

静岡県

# 目 次

1. 概要	1
2. 労務費	1
3. 機械賃料	2
4. 市場単価	2
5. 施工パッケージ型積算方式の積算単価	4
6. 間接工事費における週休2日の補正の計算	5

## 1. 概要

建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。

直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す4種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

- ・ 労務費 ※公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。  
なお、業務委託等技術者は対象外とする。
- ・ 機械賃料
- ・ 市場単価
- ・ 土木工事標準単価

このうち「労務費」「機械賃料」「市場単価」について、補正済み単価の計上方法を記載する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

なお、諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事（以下、「港湾・漁港工事」という。）においては、4週8休以上のみを補正の対象とする。

## 2. 労務費

週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

### （補正式）

$$\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日の補正の種類により、労務費に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

ただし、港湾・漁港工事においては、4週8休以上のみを補正の対象とする。

- 4週8休以上：1.05
- 4週7休以上、4週8休未満：1.03
- 4週6休以上、4週7休未満：1.01

労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。

週休2日の補正無し	週休2日の補正あり
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。

### 3. 機械賃料

機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

ただし、港湾・漁港工事においては、4週8休以上のみを補正の対象とする。

4週8休以上：1.04

4週7休以上、4週8休未満：1.03

4週6休以上、4週7休未満：1.01

機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

### 4. 市場単価

市場単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

市場単価は施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。

加算率・補正係数の種類は工種により異なるが、週休2日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の市場単価} = \text{市場単価} \times \text{週休2日の補正係数} \times (\text{加算率} \cdot \text{補正係数})$$

#### 【補足説明】

市場単価は施工条件により、加算額が適用される場合がある。

加算額の単価の構成（機・労・材）は工種により異なるが、単価の構成に労務費等が含まれる場合は、加算額に対しても週休2日の補正を行う。ただし、加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない。



週休2日の補正の種類により、市場単価に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

工種	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

港湾工事市場単価に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。(4週8休以上のみ補正)

工種	補正係数 4週8休以上
底面工	1.04
マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.05
コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.05
防砂目地板取付工 (水中施工)	1.04
吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.04
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.05
現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

市場単価の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。

週休2日の補正無し	週休2日の補正あり
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。

## 5. 施工パッケージ型積算方式の積算単価

施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「静岡県の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械経費（賃料）・市場単価を用いて以下の式により算出する。

$$\begin{aligned}
 P' = P \times & \left\{ \left( \frac{K1r}{100} \times \frac{K1s'}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3s'}{K3t} \right) \times \frac{Kr}{K1r + K2r + K3r} \right. \\
 & + \left( \frac{R1r}{100} \times \frac{R1s'}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4s'}{R4t} \right) \times \frac{Rr}{R1r + \dots + R4r} \\
 & + \left( \frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1s}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4s}{Z4t} \right) \times \frac{Zr}{Z1r + \dots + Z4r} \\
 & + \left( \frac{S1r}{100} \times \frac{S1s'}{S1t} + \dots + \frac{S4r}{100} \times \frac{S4s'}{S4t} \right) \times \frac{Sr}{S1r + \dots + S4r} \\
 & \left. + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Sr}{100} \right\}
 \end{aligned}$$

【補正式における単価及び構成比】

	東京単価（円） （東京・基準年月）	静岡単価（円） （静岡・積算年月）	静岡単価（円） （週休2日補正後）	構成比 （%）
機械経費（賃料）	K1t～K3t	K1s～K3s	K1s' ～K3s'	K1r～K3r
労務費	R1t～R4t	R1s～R4s	R1s' ～R4s'	R1r～R4r
材料費	Z1t～Z4t	Z1s～Z4s	—	Z1r～Z4r
市場単価	S1t～S4t	S1s～S4s	S1s' ～S4s'	S1r～S4r

P：標準単価（東京地区・基準年月）

Kr：機械経費の構成比の合計（K1r+K2r+K3r）

Rr：労務費の構成比の合計（S1r+…+S4r）

Zr：材料費の構成比の合計（Z1r+…+Z4r）

Sr：市場単価の構成比の合計（S1r+…+S4r）

※K1s' ～K3s' は、賃料のみ週休2日補正が適用される。

## 6. 間接工事費における週休2日の補正の計算

週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う。

### (1) 共通仮設費率

週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

ただし、港湾・漁港工事においては、4週8休以上のみを補正の対象とし、その補正係数は1.02とする。

#### ■共通仮設費率の補正係数

4週8休以上：1.04

4週7休以上、4週8休未満：1.03

4週6休以上、4週7休未満：1.02

補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。

#### ①共通仮設費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率

共通仮設費率（補正前）の式

$$K_r = A \cdot P^b$$

$K_r$ ：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

$P$ ：共通仮設費対象額  $A, b$ ：工種毎に決まる係数

#### ②共通仮設費率（補正後）

$$\text{②共通仮設費率（補正後）} = \text{①共通仮設費率（補正前）} \\ \times \text{施工地域補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

ただし、港湾・漁港工事においては、以下となる。

$$\text{②共通仮設費率（補正後）} = \text{①共通仮設費率（補正前）} \\ + \text{施工地域・工事場所区分補正值} \\ + \text{海上輸送に要する補正值}$$

#### ③共通仮設費率（週休2日の補正後）

$$\text{③共通仮設費率（週休2日の補正後）} = \text{②共通仮設費率（補正後）} \\ \times \text{週休2日の補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

#### 【補足説明】

- ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。

(2) 現場管理費

週休2日の補正の種類により、現場管理費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

ただし、港湾・漁港工事においては、4週8休以上のみを補正の対象とし、その補正係数は1.03とする。

■現場管理費率の補正係数

4週8休以上：1.06

4週7休以上、4週8休未満：1.04

4週6休以上、4週7休未満：1.03

補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。

①現場管理費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率（補正前）の式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

$J_o$ ：現場管理費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

$N p$ ：現場管理費対象額  $A, b$ ：工種毎に決まる係数

②現場管理費率（補正後）

$$\begin{aligned} \text{②現場管理費率（補正後）} = & \text{①現場管理費率（補正前）} \times \text{施工地域補正係数} \\ & + \text{施工時期補正值} \\ & + \text{砂防・地すべり工事補正值} \end{aligned}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

ただし、港湾・漁港工事においては、以下となる。

$$\begin{aligned} \text{②現場管理費率（補正後）} = & \text{①現場管理費率（補正前）} \\ & + \text{施工地域・工事場所区分補正值} \end{aligned}$$

③現場管理費率（週休2日の補正後）

$$\begin{aligned} \text{③現場管理費率（週休2日の補正後）} = & \text{②現場管理費率（補正後）} \\ & \times \text{週休2日の補正係数} \end{aligned}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

【補足説明】

- ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。

**【Q&A】 静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説**

**【改定箇所 新旧対照表】**

令和4年4月

静岡県

新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="409 205 1222 235">【Q&amp;A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説</p> <p data-bbox="736 296 854 325">Q1（略）</p> <p data-bbox="765 386 854 415">（追加）</p> <div data-bbox="189 779 1249 873" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="189 789 1234 863">Q2. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。</p> </div> <p data-bbox="172 926 1436 1045">A2. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。 （詳細については、「週休2日推進工事実施イメージ」参照）</p> <div data-bbox="189 1142 1249 1236" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="189 1152 1234 1226">Q3. 発注方式について、発注者指定型と受注者希望型はどのように使い分けられるのか。</p> </div> <p data-bbox="172 1289 1436 1455">A3. 当初設計金額 35,000 千円以上の工事については原則発注者指定型とし、それ以外の工事については受注者希望型としてください。 ただし、「施工条件明示事項」記載の不確定要素等により、工程に遅延が生じる可能性のある工事については、受注者希望型とすることができます。以下の事例を参考としてください。</p> <p data-bbox="715 1516 893 1545">（番号修正のみ）</p> <div data-bbox="189 1598 1285 1644" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="189 1608 1234 1640">Q10. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。</p> </div> <p data-bbox="172 1696 1377 1726">A10. 補正対象外です。週休2日を確保した労務単価と考えられるため、労務費の補正は行いません。</p>	<p data-bbox="1697 205 2510 235">【Q&amp;A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説</p> <p data-bbox="2024 296 2142 325">Q1（略）</p> <div data-bbox="1478 380 2537 474" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1478 390 2522 464">Q2. 対象外としている、「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。</p> </div> <p data-bbox="1460 527 2742 690">A2. 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現地作業日数が1週間以内となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。 また、実工程が1週間を超えたとしても、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。</p> <div data-bbox="1478 779 2537 873" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1478 789 2522 863">Q3. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。</p> </div> <p data-bbox="1460 926 2742 1050">A3. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。 （詳細については、「週休2日推進工事実施イメージ」参照）</p> <div data-bbox="1478 1142 2537 1236" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1478 1152 2522 1226">Q4. 発注方式について、発注者指定型と受注者希望型はどのように使い分けられるのか。</p> </div> <p data-bbox="1460 1289 2742 1455">A4. 当初設計金額 3,500 万円以上の工事については原則発注者指定型とし、それ以外の工事については受注者希望型としてください。 ただし、「施工条件明示事項」記載の不確定要素等により、工程に遅延が生じる可能性のある工事については、受注者希望型とすることができます。以下の事例を参考としてください。</p> <p data-bbox="2003 1516 2181 1545">（番号修正のみ）</p> <div data-bbox="1478 1598 2573 1644" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1478 1608 2510 1640">Q11. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。</p> </div> <p data-bbox="1460 1696 2718 1774">A11. 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。</p>

## 【Q&amp;A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

Q1. 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A1. 供用開始時期が決められている工事、施工期間が限定されている工事など、工期に関する制約が厳しい工事が該当します。

Q2. 対象外としている、「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A2. 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現地作業日数が1週間以内となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。

また、実工程が1週間を超えたとしても、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。

Q3. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。

A3. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。

（詳細については、「週休2日推進工事実施イメージ」参照）

Q4. 発注方式について、発注者指定型と受注者希望型はどのように使い分ければいいのか。

A4. 当初設計金額3,500万円以上の工事については原則発注者指定型とし、それ以外の工事については受注者希望型としてください。

ただし、「施工条件明示事項」記載の不確定要素等により、工程に遅延が生じる可能性のある工事については、受注者希望型とすることができます。以下の事例を参考としてください。

## 【工程関係】

現場条件により施工方法や施工時間が制限される可能性がある工事

## 【用地関係】

資機材置き場用の用地を借地する必要があり、借地交渉に期間を要する可能性がある工事



【工事用道路関係】

工事用道路に一般道を使用するなど、使用時間帯の制限等がある工事

【工事支障物件等】

電柱やマンホールなどの占有物件があり、移設協議等に期間を要する可能性がある工事

Q5. 受注者希望型の場合、週休2日推進工事を適用するまでの具体的な流れはどうなっているのか。

A5. 契約後、受注者が週休2日推進工事を希望する場合には、対象期間開始前までに受発注者協議を行い適用となります。

その後、週休2日に取り組むレベルを設定し、その取組レベルに対応した現場閉所計画表を受注者が作成し、監督員に提出します。

Q6. 発注者指定型において、「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいか。

A6. 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。

【実施が困難な場合の例】

- ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等

【基本的な対応方法】

- 1)適切な期間を確保するため、工期を延長する。
- 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評定の加算は行わない。)

Q7. 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどのようになるか。

A7. 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。

Q8. その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取扱いはどのようになるか。

A8. 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

Q9. 受注者希望型において、当初設定した取組レベルを実績で超えた場合は、設計変更は可能か。

A9. 当初設定した取組レベルを上限として判定するため、実績で超えた場合でも設計変更は行いません。

【例】

取組レベル 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%以上 25%未満）

取組実績 現場閉所率 27%

→「4週6休以上4週7休未満」と判定

Q10. 工事成績評定において、発注者指定型と受注者希望型で違いはあるのか。

A10. 成績評定項目のうち、「2 施工状況」「Ⅱ 工程管理」「休日の確保を行っている。」の部分について考え方が異なります。発注者指定型については、取組レベル「4週8休以上」を基準としているため、取組実績が4週8休に満たなかった場合は「休日は適切に確保されていない」という判定になります。受注者希望型については、「当初設定した取組レベル」を基準としているため、設定した取組レベルを満足していれば、取組実績が4週8休に満たなかった場合でも「休日は適切に確保されている」という判定になります。

【発注者指定型】⇒「4週8休以上」を基準

取組実績が4週8休以上 → 休日は適切に確保されている。

取組実績が4週8休未満 → 休日は適切に確保されていない。

【受注者希望型】⇒「当初設定した取組レベル」を基準

・当初設定した取組レベルが4週7休以上4週8休未満の場合

取組実績が4週7休以上4週8休未満 → 休日は適切に確保されている。

取組実績が4週6休以上4週7休未満 → 休日は適切に確保されていない。

Q11. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A11. 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。

【参考①】発注者指定型と受注者希望型の比較

		発注者指定型	受注者希望型
発注時	使い分け	当初設計金額 3.5 千万円以上※の工事 (専任の主任技術者を配置するため、計画的な工程管理が可能と想定)	・当初設計金額 3.5 千万円未満の工事  ・当初設計金額 3.5 千万円以上※の工事のうち、「施工条件明示事項」記載項目などの不確定要素により、工程に遅延が生じる可能性のある工事
	費用計上	当初設計から 4 週 8 休の補正による費用計上	当初設計は補正による費用計上なし
契約から着手・完成まで	施工計画	4 週 8 休の施工計画を作成	受注者が 4 週 8 休、4 週 7 休、4 週 6 休を選択し、施工計画を作成
	精算変更	達成状況に応じて、補正を変更 (減額変更) ・4 週 8 休以上 ・4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 ・4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 ・4 週 6 休未満	達成状況に応じて、補正を変更 (増額変更) ・4 週 8 休以上 ・4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 ・4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 ・4 週 6 休未満
	成績評定 (1)	達成状況に応じて、創意工夫項目で加点 ・4 週 8 休以上：2 点 ・4 週 7 休以上 4 週 8 休未満：1 点 ・4 週 6 休以上 4 週 7 休未満：0.5 点 ・4 週 6 休未満：加点なし	達成状況に応じて、創意工夫項目で加点 ・4 週 8 休以上：2 点 ・4 週 7 休以上 4 週 8 休未満：1 点 ・4 週 6 休以上 4 週 7 休未満：0.5 点 ・4 週 6 休未満：加点なし
	成績評定 (2)	4 週 8 休以上の工程計画を基本として、審査する。 (例) 4 週 6 休で完了した場合は、工程計画において、「 <u>休日は適切に確保されていない</u> 」と評価する。	当初設定した工程計画を基本として、審査する。 (例) 当初 4 週 6 休の計画で、そのまま完了した場合は、工程計画において、「 <u>休日は適切に確保されている</u> 」と評価する。

※ 建築一式工事は、「7 千万円以上を基本とする」に読み替える。

【参考②】建築工事（建築設備工事を含む）で特に留意する点

区分	内容	備考
労務費の補正	・令和 2 年 4 月 1 日から導入（予定）。 ※見積部分は除く	土木工事は導入済み
分離発注の場合の取扱	・全ての工事の受注者が同じ条件で実施。 ・現場閉所を休日の条件とする。	国の営繕工事と同じ

# 週休2日推進工事 実施イメージ

<対象期間における現場閉所率に応じた補正係数により費用計上を行う>

## ○対象期間

工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付け期間を除く）までの期間。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、その他発注者が対象外としている期間は含まない。

## ○作業所要日数

施工に必要な実日数（実働日数）と雨休日を合わせたもの。

## ○準備期間

契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、現場事務所の設置、現地測量等はこの期間に含む。

## ○後片付け期間

現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間であり、自主検査や清掃等はこの期間に含む。

## 実施イメージ

現場閉所率の区分

【4週8休】	28.5%以上
【4週7休】	25%以上28.5%未満
【4週6休】	21.4%以上25%未満

発注時

実施時



【対象期間】 60日

【実働日数】 42日

【現場閉所日数】 18日

<現場閉所率>

$18/60 \times 100 = 30\%$  → 4週8休